

# 令和5年度えひめパラスポ記録会(個人競技)実施要綱

## 1 目的

障がいのある選手が、継続して行っているスポーツ活動の成果を発揮するとともに、県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。また、この記録会での記録は特別全国障害者スポーツ大会(燃ゆる感動かごしま大会)における愛媛県代表選手選考の参考とする。

## 2 名称

令和5年度えひめパラスポ記録会

## 3 主催

愛媛県、愛媛県障がい者スポーツ協会、愛媛県身体障害者団体連合会  
特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会、愛媛県手をつなぐ育成会  
愛媛県精神障害者福祉会連合会

## 4 競技運営主管団体

一般財団法人愛媛陸上競技協会、愛媛県アーチェリー協会、愛媛県卓球協会  
公益財団法人愛媛県視覚障害者協会、愛媛県障害者フライングディスク協会  
愛媛県ボウリング連盟、愛媛県水泳連盟、愛媛県障がい者スポーツ指導者協議会  
愛媛県理学療法士会

## 5 実施競技・期日・場所

### (1) 水泳

期日：令和5年5月27日(土)

場所：アクアパレットまつやま(松山市市坪西町625-1)

### (2) 陸上競技、アーチェリー、卓球、フライングディスク

期日：令和5年5月28日(日)

場所：愛媛県総合運動公園(松山市上野町乙46)

実施競技	会場名
陸上競技	愛媛県総合運動公園 ニンギニアスタジアム
アーチェリー	愛媛県総合運動公園 多目的広場
卓球(一般卓球)	愛媛県総合運動公園 体育館
フライングディスク	愛媛県総合運動公園 補助競技場

### (3) 卓球(サウンドテーブルテニス(STT))

期日：令和5年5月28日(日)

場所：愛媛県身体障がい者福祉センター(松山市道後町2丁目12番11号)

(4) ボウリング

期日：令和5年6月10日（土）

場所：キスケKIT（松山市宮田町4）

(5) ボッチャ

期日：令和5年6月10日（土）

場所：愛媛県身体障がい者福祉センター（松山市道後町2丁目12番11号）

## 6 出場資格（全国障害者スポーツ大会競技規則に準ずる）及び条件

出場選手は、次の全てを満たす者とする。

(1) 令和5年4月1日現在、13歳以上の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者

(2) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。療育手帳の交付を受けていない者は、記録会参加時において、その取得の対象に準ずる障害のあることを証明する書類を提出できる者。

※次の内容の確認をもって、その取得の対象に準ずる障害の証明とする。

a 児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定の写し

b 医師の診断書

c 在籍（在学、通所、入所）又は卒業（退所）先の所属長による証明

精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、障害者自立支援法施行規則（平成18年省令第19号）第36条の規定による自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者。

(3) 申込時において愛媛県内に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、県内の施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者は出場できるものとする。

(4) 全国障害者スポーツ大会への出場を希望する者で、県代表選手として選考された際には、特段の状況でない限り、全国障害者スポーツ大会へ出場できる者。

(5) 主催者が講じる感染防止対策を遵守し、感染回避行動をとることができる者。

## 7 開閉会式

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全体での開閉会式は行わない。

## 8 競技規則

適用する競技規則は、令和5年度に適用される全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定。以下「大会競技規則」という。）による。大会競技規則に定めがない場合は、陸上競技にあつては同年度の公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則、卓球にあつては同年度の公益財団法人日本卓球協会制定日本卓球ルール、アーチェリーにあつては同年度の公益社団法人全日本アーチェリー連盟競技規則、ボウリングにあつては同年度の公益財団法人全日本ボウリング協会制定ボウリング競技規則、ボッチャにあつては同年度の一般社団法人日本ボッチャ協会競技規則、水泳にあつては同年度の公益財団法人日本水泳連盟競泳競技規則による。

## 9 実施種目及び障害・年齢区分

各競技における実施種目及び障害区分は別表1のとおりとし、年齢区分の基準日は令和5年4月1日とする。

## 10 出場区分

各競技の出場は次の区分のとおりとし、各区分において、1競技1種目出場可能とする。参加標準記録は設けない。

7競技、34種目

### (1) 区分1

水泳（8種目）

自由形（25m、50m）、背泳ぎ（25m、50m）、平泳ぎ（25m、50m）、  
バタフライ（25m、50m）

### (2) 区分2

①陸上競技（14種目）

50m、100m、200m、400m、800m、1500m、スラローム、走高跳、立幅跳、  
走幅跳、砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスロー、ビーンバッグ投

②卓球（2種目）

一般卓球、サウンドテーブルテニス

③アーチェリー（4種目）

リカーブ(50m・30m、30m・30m)、コンパウンド(50m・30m、30m・30m)

④フライングディスク（4種目）

アキュラシー(ディスリート5、ディスリート7)、ディスタンス(座位、立位)

### (3) 区分3

①ボウリング（1種目）

②ボッチャ（1種目）

## 11 競技運営

### (1) 競技

- ① 原則として男女別とする。ボッチャにおいては運営上男女混合にすることがある。
- ② 別表1に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分（以下「同一区分」という。）の者毎に行うものとする。ただし、同一区分の出場選手が少ない等の理由により、これにより難しい場合は、同一区分以外の者と同一組で競技させることがある。
- ③ 競技（卓球、ボッチャを除く。）は、組単位に1回の決勝競技のみとする。この場合において、1組の競技者数は8名を超えてはならない。
- ④ 卓球及びボッチャは、トーナメント方式により行う。ただし、出場選手が少ない場合はリーグ戦方式により行うことがある。
- ⑤ 陸上競技については、別紙1の遵守事項を参照すること。また、別表2の種目ごとに定める時間を経過した時点で、競技を中止するものとし、当該時間内にフィニッシュできなかった選手は、失格とする。

### (2) 競技記録及び成績の発表等

今大会は記録会であることから、表彰及びメダルの授与は行わないが、記録証の発行を行う（STTを除く）。競技記録等の成績は、各競技会場の所定の場所において、主催者等が記録掲示板に掲示することとし、後日の問い合わせには、回答しない。

### (3) 抗議

- ① 競技上の抗議については、大会競技規則に定めるところによる。
- ② 選手の出場資格、組合せ及び障害区分の適用については、抗議することができない。

## 12 参加申込

- (1) 記録会に出場しようとする者は、指定された期日までに別紙様式、または電子申請において申し込むこととする。

(2) 参加申込に係る提出物等

	別紙様式での申込の場合	電子申請での申込の場合
申込者	○申込先（別記）に各様式を提出 ①様式第1-1から4号 （陸上、アーチェリー、卓球、フライングディスク） ②様式第2-1号（ボウリング） ③様式第3-1号（水泳） ④様式第4-1号（ボッチャ）	○フォームへ必要事項の入力 陸上、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、水泳、ボッチャ ※県のシステムに自動入力されます ※申込情報は所属先と共有します
申込先	○個人を取りまとめて提出先に提出 ⑤①～④ ⑥様式第1-5号から第1-13号 （陸上、アーチェリー、卓球、フライングディスク） ⑦様式第2-2号から第2-4号 （ボウリング） ⑧様式第3-2号から第3-5号 （水泳） ⑨様式第4-2号から第4-4号 （ボッチャ）	○個人を取りまとめて提出先に提出 ①様式第1-5号 （陸上、アーチェリー、卓球、フライングディスク） ②様式第2-2号 （ボウリング） ③様式第3-2号 （水泳） ④様式第4-2号 （ボッチャ）
提出先	○愛媛県障がい者スポーツ協会 紙媒体⑤から⑨ データ⑥から⑨ ○愛媛県地域スポーツ課 データ⑥から⑨	○愛媛県障がい者スポーツ協会 紙媒体①から④ データ①から④ ○愛媛県地域スポーツ課 データ①から④

※療育手帳の交付を受けていない者の証明書は、紙媒体で愛媛県障がい者スポーツ協会へ提出する。

(別記)

申込者所属	申込先
特別支援学校に在籍している生徒	各学校長
障がい者関係施設等を利用している者	各障がい者関係施設長等
上記以外の者	各市福祉事務所長又は各町長 (障がい者スポーツ担当課)

### (3) 提出先

- ・愛媛県障がい者スポーツ協会

〒790-0843 松山市道後町2丁目12-11

T E L : 089-924-2101 F A X : 089-923-3717

E-mail : [syo-supo@ehime-swc.or.jp](mailto:syo-supo@ehime-swc.or.jp)

- ・愛媛県地域スポーツ課

E-mail : [chiikisports@pref.ehime.lg.jp](mailto:chiikisports@pref.ehime.lg.jp)

### (4) 参加申込後の変更の取扱い

参加申込後に申込内容を変更し、又は参加を取り消す場合には、福祉事務所長等は、主催者に対し文書により申し出るとともに、必要な書類を提出するものとする。

### (5) 参加申込情報の共有

記録会参加のために申し込まれた情報は、円滑な記録会運営のために記録会関係機関等と情報共有し、記録会以外の目的には使用しない。

## 13 大会出場の決定

大会出場については、提出された参加申込書に基づき、主催者が資格及び条件審査のうえ決定する。

ボウリングにおいては、会場の使用条件等により参加枠に制限がある場合は、用具の所有者を優先し、制限に満たない残りの参加枠は競技運営団体による抽選を行う。出場の決定については、4月中に主催者から所属の事務担当者に連絡する。

## 14 番号布（ゼッケン）

- (1) 陸上競技、アーチェリー、卓球（S T Tは除く）、フライングディスク、ボウリング、ボッチャに出場する選手は、競技用の服装に必ず番号布を取り付けるものとする。ただし、水泳に出場する選手は、番号札をもって番号布に代える。

- (2) 番号布（番号札を含む。）は、主催者及び競技団体が用意し、配布する。

## 15 用具

感染防止の観点から、用具の貸し出しは行わないこととする。ただし、投てきの用具及びフライングディスク、ボウリング、ボッチャの用具についてはこれに該当しない。

- (1) 陸上競技にあつては、車いすによる100m以上の競走競技の出場者は、ヘルメットを各自で用意し着用すること。
- (2) 卓球の出場者は、ラケットを各自で用意すること。
- (3) アーチェリーの出場者は、弓矢具及び防具を各自で用意すること。矢（アロー）には必ず規定のネームを記入すること。
- (4) 水泳の出場者は、スイミングキャップを各自で用意し着用すること。

- (5) 水泳の出場者で浮具（浮力を補助するためのスイミングヘルパー、アームヘルパーなどをいう。）を使用する者は、浮具を各自で用意すること。
- (6) 視覚障がい者で、光を通さないアイマスクまたは光を通さないゴーグルの装着が必要な区分に出場する者は、各自で用意すること。

## 16 医療救護

選手及び観覧者等への医療救護のため、救護所を設置し、応急処置を行う。医師等が病院等への移送治療が必要と判断した場合、これ以降に要する経費は本人の負担とする。

## 17 荒天時等の取扱い

- (1) 原則、雨天決行する。
- (2) 荒天等により日程を変更（中止を含む）する場合のみ、前日 18 時に愛媛県障がい者スポーツ協会のホームページに掲載する。以降の変更については、当日 8 時に決定し、愛媛県障がい者スポーツ協会のホームページに掲載する。
- (3) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

## 18 その他

- (1) 選手団の引率責任者は、参加者を安全に引率し、常に主催者と緊密な連絡をとり、円滑な大会運営に協力するものとする。
- (2) 有観客での開催とし、引率者等についても制限を設けないが、本記録会及び各競技に関する感染防止対策を遵守すること。
- (3) 感染防止対策として、次の内容について遵守することとする。なお、新型コロナウイルスの 5 類移行や感染状況等に応じて、適宜対応を見直すこととする。
  - ① 選手・支援者は記録会 10 日前から検温を行い、HPに掲載している体調確認表に記入し、当日に提出すること。体調確認チェック表の提出がない者及び発熱やせき等の症状がある者、10 日以内に感染拡大地域に移動した者については競技場への入場は原則認めないこととする。
  - ② 当日の体温が 37.5 度以上の者、咳・鼻水等の症状が見られる者は来場を見合わせる。
  - ③ 慢性疾患等で、競技参加による病状悪化を招く恐れがある場合は、出場を見合わせる。
  - ④ 手洗いや手指消毒等の基本的感染防止対策を実施し、大きな声での会話や応援、ハイタッチ等の感染リスクのある行動は控えること。
  - ⑤ 競技中やウォーミングアップ中を除いてマスクを着用すること。なお、他人との距離が 2 m 以上離れている場合や息苦しい場合については、適宜、マスクを外しても良い。その際、大声で会話しないこと。
  - ⑥ 選手・引率者等（記録会会場に来場した者）は記録会后 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、主催者（愛媛県障がい者スポーツ協会）に対して速やかに報告すること。また、その後の感染拡大防止のため、連絡先

等の情報提供をすること。なお、それらの情報は当該保健所に情報提供することもある。

- ⑦ その他、競技団体が講じる感染防止対策を遵守すること。
- (4) 選手及び支援者の昼食は各自で用意するものとする。
- (5) 本記録会は環境配慮イベントとし、関係者は以下の点に十分配慮するものとする。
  - ① 発生したごみ、弁当がら等は、各所属の責任で持ち帰ること。
  - ② 車両を駐車している時は、アイドリングをしないこと。
- (6) 競技会場のうち競技フィールド、競技レーン及びプールサイドへの入場は、出場選手、役員及び出場選手の介助者に限定し、主催者の許可を得た者以外の者（応援者等）の入場は禁止する。
- (7) 主催者が発行する広報媒体において選手その他の参加者の映像、写真、競技記録及び名前等を掲載することがあるほか、記録会当日は、テレビ・新聞等の報道機関関係者及び主催者が障がい者スポーツの振興に資するものと認めて撮影等を許可した団体関係者が来場し、選手その他の参加者の映像、写真、競技記録及び名前等が広報媒体に掲載されることがある。参加者はこのことをあらかじめ了承の上で参加するものとする。
- (8) 全国障害者スポーツ大会に2連続（福井大会及びとちぎ大会）出場している者は、全国大会への派遣選考対象外とする。
- (9) 本記録会の成績は、全国障害者スポーツ大会の愛媛県代表選手選考資料とする。